

## 第25回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年8月9日（火） 午後2時00分

場所 上市町役場2階 第1会議室

出席委員 11名  
1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 5番 酒井 喜之  
6番 宮崎 順子 7番 藤田 秀雄 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男  
10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 6名

事務局 出席者  
事務局長 酒井 紀明  
事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 6番 宮崎 順子 7番 藤田 秀雄

議事日程

1. 開会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案第1号 空家に付随する農地の指定解除について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について  
議案第3号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について  
議案第5号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について
5. その他
6. 次回委員会等の開催予定について  
第26回総会  
日時 令和4年9月5日（月）午後2時から  
場所 上市町役場2階 第1会議室
7. 閉会

午後14時00分 開会

事務局長 それでは、第25回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。  
只今の出席委員は、12名中11名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 会長ありがとうございます。  
それでは議事に入りたいと思います。  
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長 議事録署名委員は、6番 宮崎委員、7番 藤田委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 空家に付随する農地の指定解除について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

こちらは、5月に空家に付随する農地として別段面積の指定を行い、6月に3条許可を行った農地について、所有権移転が完了したので指定解除の申請があったものです。本総会で承認していただきますと指定解除について告示し、空家に付随する農地に関する一連の作業が終了することになります。説明は以上です。

会長 これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

これ6月に許可した案件だね。登記完了するまで農業委員会で責任ある？

事務局 はい。別段面積を指定したのでそれを解除することまで行う必要があります。

会長 分かりました。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第1号について全員賛成と認め、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は5ページでございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧もご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

(1番について) 現地は地図にありますとおり●●●の山側の●●●へ行く道を真っ直ぐ行きますと、●●へ行く道沿いにあります。もうすでに田植えもされて綺麗にされておりました。譲受人さんに話を聞いてまいりました。いつから作っておられるんですかと聞いたら、相当古くから作っているとっておられました。田んぼをしないと結局放棄田になってしまう。その思いから隣も自分の田んぼで自分が作っているし、また息子の時代になった時に何か問題が起きてもちょっとめんどくさいなと思ったので、今のうちに決着をつけたい。その意向で書類を提出したとおっしゃっていました。なんの得もないけど放棄するよりいいだろうという言葉も発しておられました。近くはほとんど●●さんの田んぼで綺麗にされていたので、何の問題もないと思います。

会長 ありがとうございます。推進委員をお願いします。

推進委員 現地を見てきたんですが、別に言うことはありません。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

田んぼの経営面積、●●地区は3,000㎡なんだよね。でも、この下限面積の要件もなくなるような話なんですよね。

事務局 はい。法律自体はもう決定していますが、まだ施行されていません。

会長 来年あたりか。

事務局 そうですね。そのあたりじゃないかと思っています。

会長 田んぼしてなくても買えるんだね。来年あたりから。

事務局 下限面積要件はなくなりますが、他の要件は継続します。全部耕作要件など引き続きありますので他の要件は必ず判断して手続きをとることになります。

会長 2年作らないと転用許可できないとかは？

事務局 そういうのはないです。

はい。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第2号について全員賛成と認め、議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第3号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は8ページから9ページでございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) 先ほど現地立ち合いをしましてまいりました。場所ですが位置図を見ていただきますと真ん中に●●●と書いてありますので皆さんお分かりになられると思いますけど、この前の道をずっと行くと●●●の駅にあたります。東の方へ行くと●●●の方へ行く道の前です。縦に通っている道については●●●の方へ抜ける道になります。今日確認したところ、この後●●●●●が来年の春ごろにオープンするということでした。確認内容は雨水の処理と雪の捨て場所ですね。あと十字路が通学路にかかっていますので、信号機はどうなんだということも確認してまいりました。雨水については溢れた分だけは用水に流すということでした。除雪については縦に通っている道から、今現在田んぼですから除雪の雪は田んぼの中に捨てておられたんですけど、盛り土して建物も建ちますと捨てられなくなるわけですが…あと信号機については立ち合いの場では結論は出ませんで、公安委員会の方へ働きかけるしかないなということで、ちょっと違う方から話をしていきたいと思います。総合的には地元の人たちはこの施設を待ち望んでいる声もありますので、申請通りに進んでいけばいいかなと思います。

会長 ありがとうございます。続いて現地一緒に行っていた●●委員をお願いします。

委員 (1番について) ●●委員が言われたとおりなんの問題もないんですが、どれだけ混むかというそれだけが心配ですね。町からお客さんが来た時に入りきれなくて、そうなってくると住宅地の中にみんな迂回するんじゃないかなと思って、そうやってきた時に小さい子供もいっぱい住宅地にはいるので、非常に危ないんじゃないかとそこは●●●さん側にも考えていただきたいところです。

ありがとうございます。推進委員をお願いします。

推進委員 とくに問題ないと思います。

会長 ありがとうございます。続いて2番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (2番について) 申請地は●●●を山手の方に上がってきた住宅地内にあります。申請地に隣接した周りは宅地になっていて元々●●●さんが住んでおられた家で、今現在は空家になっています。地域の皆さんも空家の問題を色々と考えておられて、●●●さんはじめ皆さんで空家の買い手を探しておられたところ、●●●さんという方と知り合われて畑のまわりの宅地を住まいと喫茶店みたいな店舗にしたいという話が進んでいったようです。当初宅地と店舗になる倉庫と、まわりの空き地が全部宅地だと思っておられたんですけど、調べてみると、部分的に畑が残っていたということで転用の申請が上がってきました。始末書がついております。●●●さんのお父さんが昭和41年に空き地の横に倉庫を建てられて、その後その周りをコンクリートで舗装されたということです。息子さんはもうすべて宅地だと認識しておられたみたいですが、部分的に畑が残っていたので今●●●さんに譲り渡すにあたってこのような申請が出てきました。●●●さんは●●●の区長さんとも話をされていて、お話を聞いてると問題はないと思いますので、申請を進めていければと思います。

会長 ありがとうございます。推進委員をお願いします。

推進委員 別に問題はないんじゃないかと思います。●●●さんはオーディオが趣味みたいで前から●●●で空き家がないかと探していたらしいです。喫茶店が憩いの場所となればいいなと思います。

会長 ありがとうございます。では質疑のある方をお願いします。

2番の始末書は●●●さんと●●●さんの間で空いているところが宅地？

事務局 そこは宅地です。

会長 そのまわりが畑か。

事務局 位置図で申請地となっているところの地目がまだ畑のままです。少しコンクリだったり、一部建物がかかっている状況になってます。

会長 前に行ったときはそこまで確認できなかったけど、それで始末書が出たんだよね。

事務局 そうですね。

会長 1番の除雪の関係は、地図の右の方の●●●さんと●●●さんの間の方から、住宅の中の雪をずっと押し込んで、今まで田んぼの中に入れていたそうなんです。それがどうなのかなと心配されていて。聞いたところ、敷地の中に作る緑地帯に雪を一時的に溜める計画らしいです。

会長 それから、住宅の方に明るい光が行くとかそういうのはなさそうです。宅地からは建物が裏側になるのでほとんど光はいかないだろうとお聞きしております。住宅の真真中に工場とか明るいものが建つと、夜寝れないこともあるようなので、その辺りは確認しました。信号の話は心配されているかと思いますが、新しい道路が通れるようになると、やっぱりそちらがメインの通りになるかなと。

委員 過去に●●●へ抜ける十字路に信号機を建てて問題になったことがありました。ここはきちんとされないと。

会長 その話は農業委員会で提言できる話ではないそうなんですよ。

委員 うん。今●●●委員が話していることとこれ分けて考えないと。農業委員会の許可云々でない信号の話は農業委員会の関わる話ではない。これによって農業委員会がなんで許可したんだとはならない。今は許可のことに限定しないと。

委員 それはそうだけど、●●●さんが信号機の件言われたから。農業委員会と建設課も入っていると思うので、●●●委員さんが言われるようにもちろんそれぞれ別々の所管で話すことだけれども、連絡はとってしていかないとだめだよと。

委員 それは当然やっておられると思うから。

事務局長 あの、ちょっと話は変わると思うんですけど、今皆さん地図で見られた通り交差点が直角になっています。ということは今一旦停止だからゆっくり回れるんですけど、青信号の場合はスピード出しながらまわります。そしたら物凄く危ないので、まず警察は交差点改良しなさいねと間違いなくそういうので。田んぼ側に隅切りができたとしても、団地側にも作らなきゃいけなくなると簡単な話ではないので。

委員 うん。●●●さんに言うとかではなくて、建設課に一応委員から信号機の件でこういう意見がありましたよということ伝えるとか。

事務局長 いや、建設課に伝えたとしても・・・一番いいのは地元から要望があれば一番いいと思いますよ。

委員 地元からの要望にして信号をつけていただきたいということをこの地域から出されたいということなんです。

会長 はい。今、事務局長と●●●委員の話の中で、地元の委員が大変かもしれないけれど、農業委員会の総会で転用許可については許可相当とするけれど、今後交通量が多くなった時の問題があると思われるから、状況に応じて要請をしていただければ一言地元へアドバイスなどしていただければと思います。それから、下流域の雨水の被害がどれくらいかなということを知ってきいたら、用水と川が交わるところで溢れるんだそうです。これは大雨の時にあふれて大変なんだそうですが、今回約6000㎡の田んぼがなくなるけれども、調整池で調整されて下流へ流れるそうなので問題ないとのこと。また、駐車場に停まる乗用車からの油なども問題なく、下流域の田んぼを汚染するということはないということでした。

では、それでは採決いたします。議案第3号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第3号については全員賛成と認め、議案第3号については「意見なし」とすることにいたします。

次に「議案第4号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。

今回利用権の設定は、全体で1件、面積は2,949㎡です。内訳は新規0件、再設定1件で主な作付け作物は米です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

特にないようなので採決いたします。議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第4号については原案どおり承認いたしました。

では次に「議案第5号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。(議案第5号読み上げ)

見取り図は15ページから16ページにございます。現地写真も確認されご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

会長

はい。ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員、推進委員から説明とご意見ををお願いします。

委員

(1番について)場所は●●●の山を越えて向こう側です。入口は●●から100mほど●●よりのところを上がって●●というところなのですが、そこを500mほど行きますと資料の写真のとおり状態になっています。写真を見ると大体平になっているのですが、土盛りをして畑でもしようかと頑張っておられたんですが、畑をしようかと思ったらイノシシの被害にあったということで、ほんとの山の中です。昔はここから●●へ抜ける道がありまして、ここには2町ほどの田んぼがあったそうです。今は0です。イノシシの獣道になっています。私も●●さんと行って見てまいりましたが、イノシシの道がいくつも見えました。用水があるのですが、そこはざっと下になりましてここに水が入るはずがないです。そういったことで非農地といたしたく願います。

会長

ありがとうございました。推進委員願います。

推進委員

写真のとおりまったく農地とは判断できない現状になっております。非農地でいいと思います。

会長

ありがとうございました。続いて2番について地区担当委員から報告願います。

委員

(2番について)現地は稗田のお墓が集まっている場所の道を挟んで反対側です。申請地の横もお墓があります。反対隣りは地図にも書いてありますけど●●●の資材置場です。奥の申請地に行く道はありません。行くときは墓の基礎を登っていかないと行ける状態ではありませんでした。写真の現地はこの草木が茂っているところです。地面が見えないほどの木ばかりでした。両方から行く道はありません。一応奥には用水は流れておりましたが、田んぼはできない状態だと思えます。非農地としてもよいと思いました。

会長

ありがとうございました。推進委員願います。

推進委員

現地を見てきました。場所については墓と畑の間を通過して奥へ入っていきます。見た感じではこの写真より荒れています。非農地にした方がいいんじゃないかと思えます。

会長

ありがとうございました。では質疑のある方願います。

会長

非農地にすると管理のお願いとかできなくなるので周辺への影響がどうなるのかなと。

委員

墓の後ろで陽も当たらないですし、影響はないと思えます。

会長

それでは順番に採決いたします。議案第5号について、原案のとおり非農地とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第5号については原案のとおり承認いたします。

次にその他について、事務局より説明願います。

事務局

(その他連絡事項朗読)  
農地パトロールの説明

会長

以上をもちまして、第25回上市町農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午後16時00分

閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和4年8月9日

上市町農業委員会  
会 長 碓井 繁

議事録署名委員

6 番 宮崎 順子

7 番 藤田 秀雄